

札幌市の環境保全年表

年	札幌市
明治2 (1869)	・開拓使設置、島判官札幌本府建設に着手
明治4 (1871)	・市街地を官地と民地に区分する火防線を設ける(大通公園の始め) ・札幌市初の公園、偕楽園設置(現在の清華亭周辺)
明治18 (1885)	・停車場通(駅前通)にニセアカシア、桜、ヤナギ等の街路樹を植栽
明治20 (1887)	・中島遊園地開園(現在の中島公園)
明治34 (1901)	・「札幌区汚物掃除規定」を定め、ごみの運搬処理を区の義務とする
明治42 (1909)	・円山公園開園 ・月寒に軍用水道できる
大正8 (1919)	・区会で上水道敷設・電気事業案件が議決
大正10 (1921)	・円山・藻岩山原始林が天然記念物に指定 ・「札幌区汚物掃除規則」制定
大正11 (1922)	・市政施行
大正15 (1926)	・「札幌市下水道条例」制定
昭和9 (1934)	・円山公園に総合グラウンド完成 ・水道敷設認可・着工
昭和10 (1935)	・札幌市じん芥焼却場建設(1日56トン焼却)
昭和12 (1937)	・伏見台浄水場通水(旧藻岩第1浄水場)
昭和14 (1939)	・大通・創成川など9地区が風致地区に指定される
昭和16 (1941)	・し尿処理を市営とする
昭和17 (1942)	・美香保・豊平・白石の3公園を本市初の都市計画公園として決定
昭和24 (1949)	・水道全戸計量制を敷く
昭和25 (1950)	・「札幌市清掃条例」全国に先がけて制定 ・市設共同ごみ箱設置
昭和26 (1951)	・円山動物園開園
昭和29 (1954)	・「札幌市騒音防止条例」制定
昭和30 (1955)	・北光し尿処理場(1日30キロリットル)道内で初めて完成
昭和31 (1956)	・札幌市煤煙防止対策委員会発足
昭和32 (1957)	・「札幌市都市公園条例」制定 ・定山溪浄水場通水
昭和33 (1958)	・藻岩第2浄水場通水
昭和34 (1959)	・降下ばいじん常時測定開始 ・「札幌市下水道条例」制定 ・下水道使用料徴収開始
昭和35 (1960)	・札幌市煤煙防止対策審議会発足 ・人口50万人超える
昭和36 (1961)	・清掃部管理課に「煤煙防止係」新設 ・二酸化鉛法による硫黄酸化物常時測定開始 ・石山地区地下水問題発生(豊羽鉱山石山堆積場) ・ばい煙PR冊子「あおぞら」創刊(後に公害全般のPR冊子となり29号まで発行)
昭和37 (1962)	・「札幌市煤煙防止条例」制定
昭和38 (1963)	・ごみの従量制を市内全域で実施、オルゴールを全収集車に取り付ける
昭和39 (1964)	・大気汚染自動記録計による常時測定開始(センター観測局、硫黄酸化物及び浮遊粉じん) ・札幌市公害対策審議会発足 ・主要交差点自動車排出ガス測定開始 ・新産業都市に指定される
昭和40 (1965)	・主要河川水質調査開始 ・大気汚染観測局増設(中央保健所観測局、東保健所観測局、西保健所観測局、白石保健所観測局)
昭和41 (1966)	・札幌市公害対策審議会から地域暖房の導入について答申
昭和42 (1967)	・市・豊羽鉱山間の排水水質覚書締結 ・豊平川緑地の造成始まる ・雁来東し尿処理場完成 (し尿の衛生処理100%可能となる)

年	札幌市
昭和42 (1967)	・下水道総人口普及率10%達成 ・豊平峡ダム着工 ・給水人口50万人超える
昭和43 (1968)	・札幌市創建100年 ・株式会社北海道熱供給公社設立 ・社寺林等保存樹17カ所を初めて指定
昭和44 (1969)	・都心部地域暖房工事着手 ・騒音規制法地域指定 ・大気汚染防止法地域指定
昭和45 (1970)	・人口100万人超える ・市・硬石山採石事業者間の公害防止覚書締結 ・「札幌の公害(公害自書)」発行 ・立会不要ごみ収集方式(ごみステーション)採用開始 ・札幌市創建100年を記念した旭山記念公園を開設
昭和46 (1971)	・札幌市長期総合計画策定 ・地下鉄南北線開通、地下街開業 ・大気汚染防止法に基づく燃料規制開始 ・都心部及び下野幌団地地域暖房熱供給開始(22ビル加入) ・地下水位自動測定器設置(市庁舎) ・真駒内団地地域暖房熱供給開始 ・札幌市化製場等対策特別資金貸付制度発足 ・ゴミステーション収集方式実施 ・発寒清掃工場完成(現発寒第二清掃工場) ・下水道総人口普及率50%達成 ・白川・西野浄水場と配水センター完成
昭和47 (1972)	・政令指定都市となる ・第11回冬季オリンピック大会開催 ・「札幌市公害防止条例」制定 ・水質汚濁防止法に基づく北海道の上乗せ条例制定(石狩川水系) ・「札幌市の公害の現状と防止に関する施策の報告書」を議会に提出(以降平成7年度まで毎年提出) ・札幌市公害防止施設改善資金貸付制度発足 ・札幌市における大気汚染緊急時対策要綱制定(オキシダント) ・「札幌市公害防止条例施行規則」制定 ・札幌市公害防止条例に基づく燃料規制開始 ・市・豊羽鉱山間の排水水質協定書改定 ・市条例に基づく公害防止推進委員制度発足 ・白旗山1000haが環境緑地保護地区(道条例)に指定 ・自然歩道の整備開始 ・「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 ・一般家庭のごみ処理手数料無料化 ・豊平峡ダム竣工 ・気象観測局設置(テレビ塔観測局)
昭和48 (1973)	・テレメーターによる大気汚染総合監視装置導入(6観測局) ・水質汚染防止法に基づく北海道の上乗せ条例制定(新川水系) ・街頭表示装置設置 ・新川環境基準類型指定 ・二酸化硫黄(改定)・二酸化窒素・光化学オキシダント環境基準告示 ・第1回環境週間実施 ・「札幌市振動防止指導要綱」制定 ・地盤沈下対策のための精密水準測量開始 ・札幌市河川浄化対策委員会発足 ・札幌市緑化政策大綱策定 ・「札幌市光化学オキシダント緊急時対策実施細目」制定

年	札幌市
昭和49(1974)	・「札幌市採石場指導要綱」制定 ・悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準指定 ・騒音に係る環境基準の地域指定 ・「建設作業に係る指導の基本方針」制定 ・豊平川・茨戸川水域の環境基準類型指定 ・大気汚染移動観測局の導入 ・厚別清掃工場竣工 ・ごみ分別収集開始
昭和50(1975)	・市・(株)ほくさん間の公害防止に係る覚書締結(エア・ウォーター(株)月寒グラント) ・航空機騒音に係る環境基準の地域指定 ・「アスファルトプラント合材製造工場の指導要領」制定 ・「札幌市水質汚濁防止指導要綱」制定 ・大気汚染防止法に基づく燃料規制の強化 ・大気汚染観測局増設(篠路観測局) ・児童公園100カ所作戦がスタート ・給水人口100万人超える
昭和51(1976)	・新札幌市長期総合計画策定 ・地下鉄東西線開通 ・市・ニチロ畜産(株)間の公害防止協定締結 ・法・市条例に基づく燃料規制の強化 ・札幌市公害対策審議会から地盤沈下防止対策について第1次答申
昭和52(1977)	・大気汚染観測局増設(発寒観測局) ・「札幌地域公害防止計画」(昭51～55年度)策定 ・地盤沈下観測井設置(八軒観測所) ・「札幌市緑化推進条例」制定
昭和53(1978)	・振動規制法地域指定 ・「開発行為等における汚水放流の指導要綱」(市街化区域)制定 ・地盤沈下観測井増設(丘珠観測所) ・国営滝野すずらん丘陵公園の整備着手 ・定山溪ダム着工
昭和54(1979)	・大気汚染観測局増設(東月寒観測局) ・自動車排出ガス局設置(南6条自動車排出ガス局) ・「札幌市公害防止条例」改正 ・地盤沈下観測井増設(川北観測所) ・モエレ処理場ごみ埋立開始 ・下水道総人口普及率80%達成 ・豊平公園緑のセンター開園 ・大気汚染観測局の移設(西保健所観測局→西観測局)
昭和55(1980)	・大気汚染観測局増設(手稲観測局) ・「開発行為における汚水放流の指導要綱」(市街化調整区域)制定 ・篠路清掃工場完成 ・都市公園1,000カ所超える ・大気汚染観測局の移設(中央保健所観測局→伏見観測局)
昭和56(1981)	・「札幌地域公害防止計画」(昭56～60年度)策定 ・自動車排出ガス局増設(北1条自動車排出ガス局)
昭和57(1982)	・「札幌市緑の基本計画」策定 ・札幌市公害対策審議会から地盤沈下防止対策について第2次答申 ・自動車排出ガス局増設(月寒中央自動車排出ガス局) ・「地盤沈下防止対策に係る当面の実施方針」策定 ・第1回北方都市会議開催
昭和58(1983)	・「スパイクタイヤ使用期間制限に係る指導基準」指定(使用制限期間4/20～11/20) ・ベータ線吸収式粉じん計の導入(10観測局) ・環状夢のグリーンベルト起工式 ・下水道総人口普及率90%達成
昭和59(1984)	・「建設作業に係る指導の基本方針」改正 ・札幌市スパイクタイヤ問題対策会議発足 ・トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定 ・豊平川さけ科学館開館

年	札幌市
昭和59(1984)	・手稲山を鳥獣保護区に指定 ・山本処理場ごみ埋立開始 ・厚別下水汚泥コンポスト工場運転開始 ・拓北処理場運転開始 ・清田配水池完成
昭和60(1985)	・札幌市スパイクタイヤ問題対策審議会発足 ・札幌圏緑のマスタープラン策定 ・駒岡清掃工場完成
昭和61(1986)	・札幌市アスファルト粉じんの健康影響に関する研究会設置 ・札幌市公害対策審議会から地盤沈下防止対策について最終答申 ・札幌市アスファルト粉じんの健康影響に関する研究会から健康影響について報告 ・札幌市スパイクタイヤ問題対策審議会から答申 ・白旗山に札幌ふれあいの森開園 ・給水人口150万人超える
昭和62(1987)	・「札幌地域公害防止計画」(昭61～平2年度)策定 ・「札幌の街を車粉から守るためのスパイクタイヤの使用を規制する条例」制定(昭和62年4月1日施行・使用規制4/10～11/10) ・アスベスト問題連絡会議設置 ・酸性雨調査を開始 ・資源回収実施優良団体表彰制度制定 ・市・千歳鉱山(株)間の覚書締結(旧手稲鉱山)
昭和63(1988)	・「札幌市地盤沈下を防止するための地下水節水指導要綱」制定(昭和63年4月1日施行) ・大気汚染総合監視システムの更新 ・「車粉のアメニティ基準」設定 ・森林保全基金を創設 ・空きビンポスト貸与事業テスト実施 ・アメニティ下水道モデル事業(安春川流雪溝等・せせらぎの回復)に着手 ・ごみ資源化工場完成 ・第三次札幌市長期総合計画策定
平成元(1989)	・自動車排出ガス局の移設(南6条局→南23条局) ・「建築物の吹付けアスベスト処理工事指導指針」制定 ・「札幌の街を車粉から守るためのスパイクタイヤの使用を規制する条例」改正(使用規制期間3/1～12/15) ・北海道公安委員会規則の改正によりスパイクタイヤの使用に係る交通反則金制度導入(平成2年4月1日施行・適用期間4/10～10/31) ・フロンの環境濃度調査を開始 ・酸性雨調査2地点を追加 ・安春川流雪溝供用開始 ・大通公園リフレッシュ事業整備着手
平成2(1990)	・「カラオケボックスの騒音を防止するための指導方針」制定 ・環境保全推進基金制定 ・市内理美容院に対してフロン含有製品の使用自粛を要請 ・「地盤沈下防止対策に係る行政指針」策定 ・「ゴルフ場の農薬使用に係る指導方針」策定 ・札幌市ゴルフ場連絡協議会発足 ・全庁的に再生紙利用及び古紙回収を開始 ・自動車整備関係業者に対してカーエアコンフロンの適正使用を要請 ・札幌市地球環境問題連絡協議会設置(平成8年に発展的に解消し札幌市環境保全会議となる) ・還元井問題検討委員会から還元井の地下環境に及ぼす影響について報告 ・第1回環境フェア「地球大好きフェスティバル」を開催(以降毎年実施) ・本庁舎1階ロビーに地球環境コーナーを設置 ・厚別コンポスト工場造粒施設運転開始 ・ごみ資源化(固形燃料)工場竣工

年	札幌市
平成2 (1990)	・積雪対策下水道事業に着手 ・下水道総人口普及率98%達成 ・街路樹総数40万本超える
平成3 (1991)	・都市公園2,000ヶ所超える ・環境月間実施 ・電気自動車「さわやか号」導入 ・全庁的に空き缶・空きびんの回収を開始 ・集団資源回収奨励金制度を創設 ・札幌市地球環境問題連絡会議の中に「資源リサイクル部会」と「環境教育部会」を設置 ・札幌市都心交通対策協議会から「自動車公害対策の進め方について」提言 ・ポーランドからの研修生9名(環境行政担当)の受け入れ ・創成川処理場高度処理施設運転開始
平成4 (1992)	・「札幌市自動車公害対策推進会議」設置 ・「札幌地域公害防止計画」(平3～7年度)策定 ・市長が第5回北方都市会議(カナダ・モントリオール市)において1992年6月の「地球サミット」の趣旨に賛同する共同宣言に署名 ・小学校5年生向けの環境副読本を作成(以降毎年実施) ・自動車排出ガス局増設(北21条自動車排出ガス局) ・「札幌市最新規制適合車購入資金融資あっせん制度」創設 ・自動車排出ガス局増設(東18丁目自動車排出ガス局) ・自動車整備工場等に対し、フロンガス回収装置の導入を要請 ・東欧からの研修員(JICA研修コース)の受け入れを開始 ・厚別汚水調整池(融雪槽)供用開始 ・家庭用コンポスト容器設置奨励事業開始 ・ビン缶分別収集モデル事業を開始 ・発寒清掃工場完成
平成5 (1993)	・札幌市低公害車普及懇談会の設置 ・「環境作文」の募集(小学5～6年生、中学生から1,050通の応募) ・札幌市地球環境問題連絡協議会の中に「フロン対策部会」及び「熱帯材使用削減検討部会」を設置 ・「環境保全アドバイザー制度」創設 ・札幌市域緑被現況調査及び緑環境基礎調査 ・「サッポロ・ダイエット・プラン」策定 ・「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」制定 ・札幌市廃棄物減量等推進員制度創設 ・「札幌市事業系廃棄物保管場所設置等指導要綱」施行 ・ごみの3分別収集体制へ移行
平成6 (1994)	・札幌市公害対策審議会から「新たな時代に対応した環境行政のあり方」について答申 ・「札幌市自動車交通騒音対策連絡会議」設置 ・「札幌市地球環境問題連絡協議会」を「札幌市地球環境問題等連絡協議会」に変更し、組織を拡大 ・「札幌市環境教育懇談会」設置 ・「札幌市フロン回収推進協議会」設置 ・「廃棄物減量等推進審議会」設置 ・「一般廃棄物処理基本計画」(ごみ処理部門)策定 ・環境情報表示装置更新 ・中央アジアからの研修員(JICA研修コース)の受入れを開始 ・「市有施設における特定フロン等使用機器、設備に関する取扱方針及び運用要領」施行 ・発寒雨水調整池(融雪槽)運転開始 ・さっぽろダイエット推進事業所登録制度を創設 ・リサイクル団地の造成に着手
平成7 (1995)	・「札幌市環境懇談会」設置(札幌市環境基本条例のあり方に関する調査審議) ・篠路清掃工場敷地内にアルミ工房を設置 ・中沼処理場閉鎖、クリーンセンター開設 ・「札幌市環境基本条例」制定 ・カーエアコンからのフロン回収モデル事業を開始

年	札幌市
平成8 (1996)	・「札幌市環境教育・学習基本方針」策定 ・「札幌市環境保全協議会」設置 ・「札幌市環境保全会議」設置 ・「札幌市環境審議会」設置 ・「札幌市環境保全活動推進会議」設置 ・「札幌地域公害防止計画」(8～12年度)策定 ・札幌市廃棄物減量等推進審議会から「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」答申 ・廃棄冷蔵庫からのフロン回収モデル事業を開始 ・ICLEI (国際環境自治体協議会)へ加盟 ・容器包装リサイクル法による「分別収集計画」(第1期)を策定
平成9 (1997)	・札幌市環境審議会から「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画の基本的考え方は、いかにあるべきか」及び「札幌市における環境教育・学習を体系的、継続的、総合的に推進するための拠点施設は、いかにあるべきか」について答申 ・「札幌市の環境保全に向けた率先実行計画」策定 ・札幌市リサイクル団地内「建設系廃材リサイクルセンター」稼働 ・ミュンヘン市との姉妹都市提携25周年記念環境シンポジウム開催 ・ローカルアジェンダ21さっぽろ策定 ・札幌市指定低公害車制度策定 ・アイドリングストップエコクラブ創設 ・大型ごみに排出される廃棄冷蔵庫からのフロン回収開始 ・市・小部産業(間)の公害防止協定締結 ・市・下川鉱業(間)の覚書締結(旧手稲鉱山) ・大気汚染測定局の増設(厚別測定局)
平成10 (1998)	・大型ごみ戸別収集の有料化 ・「札幌市環境基本計画」について環境審議会より市長に答申 ・札幌市低公害車普及計画策定 ・「環境家計簿札幌市民版」作成 ・さっぽろエコクラブ1万人の輪設置 ・札幌市環境基本計画策定 ・資源物収集の実施(びん、缶、ペットボトル収集の全市展開) ・透明又は半透明ごみ袋導入 ・リサイクルプラザ発寒工房設置 ・「エコアクションさっぽろ'98」を開催(以降毎年実施) ・「環境行動評価書札幌事業者版」作成 ・「ダイオキシン類の話Q&A」作成 ・カーエアコン、廃棄冷蔵庫からのフロン回収について使用者の費用負担体制実施 ・「エコタウン札幌計画」策定 ・「本市公用車の低公害車導入指針」策定 ・嗅覚測定法による臭気指数規制の採用
平成11 (1999)	・「札幌市ダイオキシン類対策組方針」策定 ・「札幌市小型焼却炉等の設置及び管理に関する指導指針」策定 ・「札幌市の環境影響評価制度の基本的なあり方は、いかにあるべきか」について環境審議会より答申 ・「札幌市緑の基本計画」改訂 ・「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」札幌市廃棄物減量等推進審議会より答申 ・「札幌市環境影響評価条例」制定 ・「第8回アジア・太平洋環境会議(エコ・アジア'99)」開催(主催:環境庁、北海道、札幌市) ・「分別収集計画」(第2期)策定
平成12 (2000)	・「札幌市環境影響評価審議会」設置 ・環境影響評価制度に係る「環境配慮指針」、「技術指針」策定

年	札幌市
平成12(2000)	・札幌市一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」策定 ・「第1次札幌市環境教育・学習事業計画」策定 ・札幌市環境マネジメントシステムの構築を開始 ・容器包装リサイクル法に基づくプラスチック収集開始 ・代替フロン回収・破壊処理開始 ・「学校ビオトープ」整備開始 ・太陽光発電(小学校)の導入開始 ・リサイクルプラザ宮の沢設置 ・大気汚染測定局の移設(白石局→北白石局) ・自動車排出ガス測定局の移設(北21条局→北19条局) ・札幌市環境審議会から「公害防止条例改正にあたっての基本的な考え方」について答申 ・「緑の保全と創出に関する条例」制定
平成13(2001)	・「札幌市温暖化対策推進計画」策定 ・「仮称」水環境計画」策定開始 ・「都心交通ビジョン」提案 ・「札幌地域公害防止計画」(13～17年度)策定 ・ISO14001全庁認証取得 ・札幌市新ごみ減量化・資源化行動指針「さっぽろごみダイエツメニュー」策定 ・「札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定 ・「札幌市生活環境の確保に関する条例」公布 ・分別収集計画(第3期)策定
平成14(2002)	・発寒第二清掃工場廃止 ・厚別清掃工場廃止 ・白石清掃工場完成 ・ミュンヘン市との姉妹都市30周年記念国際環境シンポジウム開催 ・「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則」制定 ・「札幌市水環境計画」策定 ・移動食器洗浄車「アラエール号」の貸出開始
平成15(2003)	・札幌市環境プラザオープン ・大気汚染測定局の増設(南測定局) ・「化学物質を適正に管理するための指針」制定 ・水環境市民フォーラムの実施 ・「CO₂削減アクションプログラム」の実施 ・「札幌市環境基本計画の改定」について環境審議会
平成16(2004)	- より市長に中間答申 ・「環境都市首脳シンポジウム」開催 ・札幌市環境保全融資制度制定 ・自動車排出ガス測定局の移設(南23条局→石山通局) ・「札幌市環境基本計画の改定」について環境審議会より市長に最終答申 ・環境基本計画の改定
平成17(2005)	・札幌市廃棄物減量等推進審議会に「さっぽろごみプラン21の改定」について諮問 ・モエレ沼公園完成 ・「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の施行 ・「日中水フォーラム」開催(札幌) ・不法投棄ボランティア監視員制度発足 ・「札幌市アスベスト問題対策連絡会議」設置 ・家庭用廃食油資源化促進事業開始 ・さっぽろエコライフ10万人宣言達成 ・札幌市立病院にESCO導入
平成18(2006)	・「第2次札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定 ・「札幌市景観計画」策定に係るパブリックコメント実施 ・さっぽろスリムネットフォーラム開催 ・「冬の都市環境問題小委員会」設立 ・「札幌市市有施設アスベスト管理台帳」作成 ・「札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱」制定 ・市・豊羽鉱山(株)間の協定書改定 ・「さっぽろ学校給食フードリサイクル」事業開始
平成19(2007)	・環境教育基本方針改定

年	札幌市
平成19(2007)	・温暖化対策推進計画の改定 ・札幌市円山動物園基本構想策定 ・札幌市水道記念館リニューアルオープン ・建築物環境配慮制度導入に係る札幌市生活環境の確保に関する条例改正 ・札幌市廃棄物減量等推進審議会より、「さっぽろごみプラン21の改定」について答申 ・大気汚染測定局の移設(伏見局→山鼻局) ・市・豊羽鉱山(株)間の細目協定書改定 ・清田区の産業廃棄物不適正処理現場において廃棄物処理法に基づく代執行の実施
平成20(2008)	・「環境首都・札幌」宣言(「さっぽろ地球環境憲章」制定) ・「スリムシティさっぽろ計画」策定 ・「ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」制定 ・「ごみステーション管理器材購入費助成事業」開始 ・「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結 ・「子ども環境サミット札幌」開催 ・「環境総合展2008」出展 ・「さっぽろエコメンバー登録制度」開始 ・「札幌市環境教育プログラム」策定 ・「第13回世界冬の都市市長会議」開催 ・「札幌市円山動物園基本計画」策定 ・国土交通省より「CNG車普及促進モデル地域」に指定 ・「札幌市CNG車普及促進協議会規約」策定 ・「札幌市自然由来重金属検討委員会」設置 ・市・エコマネジメント(株)(旧下川鉱業(株))間の協定書改定(旧手稲鉱山)
平成21(2009)	・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化、「雑がみ」収集、「枝・葉・草」収集の開始 ・「環境首都・札幌」宣言メモリアルの開催 ・「箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業」開始 ・「札幌市生活環境の確保に関する条例」改正 ・札幌市自然由来重金属検討委員会より、「札幌市における自然由来ヒ素の判定方法について」答申 ・「札幌市における自然由来ヒ素の判定方法について」策定 ・自動車排出ガス測定局の移設(石山通局→南14条局) ・微小粒子状物質(PM2.5)環境基準告示
平成22(2010)	・ISO14001認証を返上し、新たなEMSへの移行を決定 ・札幌薄野ビルディング協会と「すすきのスリムタウン協定」締結
平成23(2011)	・「札幌市温暖化対策推進ビジョン」策定 ・「札幌市みどりの基本計画」策定 ・微小粒子状物質(PM2.5)質量濃度測定開始 ・共通運送株式会社、株式会社トワード物流との「札幌市におけるエコドライブ推進協定」締結
平成24(2012)	・大通まちづくり会社・狸小路商店街振興組合と「狸小路スリムタウン協定」締結 ・「第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定
平成25(2013)	・「生物多様性さっぽろビジョン」策定 ・微小粒子状物質(PM2.5)成分測定開始 ・札幌市大気汚染観測データ速報システムの運用開始
平成26(2014)	・「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」締結 ・震災等廃棄物処理の支援に関する協定」締結 ・「スリムシティさっぽろ計画」改定 ・「札幌市エネルギービジョン」策定
平成27(2015)	・「札幌市温暖化対策推進計画」策定 ・「札幌市役所エネルギー削減計画」策定
平成28(2016)	・「第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画」策定
平成29(2017)	・「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」策定 ・「建設作業に係る環境配慮の基本方針」改定
平成30(2018)	・「第2次札幌市環境基本計画」策定 ・「新スリムシティさっぽろ計画」策定 ・水素ステーション(市内1カ所目)開所

環境保全に関する問い合わせ先 (平成31年4月現在)

項 目		問い合わせ先	電話番号
●環境基本条例について ●生活環境の確保に関する条例について		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境計画課(地球温暖化の防止に関すること)	211-2877
●環境影響評価条例について ●緑の保全と創出に関する条例について ●環境基本計画について ●生物多様性さっぽろビジョンについて ●一般廃棄物処理基本計画 ●みどりの基本計画について ●未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業		環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課(環境保全行動計画・自動車使用管理計画及び建築物環境配慮計画に関すること)	211-2872
		環境局 環境都市推進部 環境対策課(事業所からの大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染に関すること)	211-2882
●地球温暖化防止対策 ●生物多様性保全 ●オゾン層保護 ●酸性雨について ●フロン回収処理		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
		建設局 みどりの推進部 みどりの推進課	211-2533
●省エネルギー ●太陽光・風力などの新エネルギー		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●家庭から出るごみについて		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●店舗・事業所などのごみについて		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●ごみの不法投棄の通報		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●ごみの直接搬入について		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●家庭ごみの減量・リサイクル		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●エコドライブについて ●次世代自動車について ●総合的な交通対策について		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●下水の処理について ●河川の計画や維持・管理について		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●公園緑地の計画について ●公園の利用や管理について ●自然環境の保全について ●都市緑化について ●道路緑化について ●園芸・庭づくりの相談		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●指定文化財について ●埋蔵文化財について ●札幌の歴史について ●都市景観について		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●大気・水質等の環境監視について ●公害についての苦情・相談・各種届出 ●大気・水質の試験検査 ●施設整備に利用できる融資制度(一般中小企業振興資金あつせん)		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879
●総合的環境副教材について ●環境に関する講座等への参加 ●環境に関するアドバイザー・リーダーの派遣		環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877
		環境局 環境都市推進部 環境共生担当課	211-2879

項 目		問い合わせ先	電話番号
環境 保全 活動	●札幌市役所におけるEMSの運用 ●環境保全活動団体について及び環境に関するイベントについて	環境局 環境都市推進部 環境共生担当課 環境局 環境都市推進部 環境計画課 環境プラザ 北海道環境サポートセンター	211-2879 211-2877 728-1667 218-7881
	●国際交流について	環境局 環境都市推進部 環境計画課	211-2877

区 分	施 設 名		所 在 地	電話番号
環境保全 関連施設	ごみ	焼却施設 ●発寒清掃工場 ●駒岡清掃工場 ●白石清掃工場	西区発寒15条14丁目1-1 南区真駒内602番地 白石区東米里2170番地1	667-5311 582-9733 876-1710
		大型ごみ 破砕施設 ●発寒破砕工場 ●篠路破砕工場 ●駒岡破砕工場	西区発寒15条14丁目2-30 北区篠路町福移153番地 (駒岡清掃工場敷地内)	667-5311(発寒清掃工場) 791-2516 582-9733(駒岡清掃工場)
		資源化 施 設 ●ごみ資源化工場	(篠路破砕工場敷地内)	791-6770
		選別施設 ●中沼プラスチック選別センター ●中沼資源選別センター ※ ●駒岡資源選別センター ※ ※ 設置者: ㈱札幌市環境事業公社 ●中沼雑がみ選別センター	東区中沼町45-11(リサイクル団地内) 東区中沼町45-24(リサイクル団地内) 南区真駒内129-30 東区中沼町45-19(リサイクル団地内)	790-4450 790-3253 588-3753 791-1074
		最 終 処分場 ●山本処理場 ●山口処理場	厚別区厚別町山本1065番地他 手稲区手稲山口381番地他	783-5314(処理場管理事務所) 783-5314(処理場管理事務所)
		展示・交流 施 設 ●リサイクルプラザ宮の沢 ●リユースプラザ	西区宮の沢1条1丁目1-10(ちえりあ内) 厚別区厚別東3条1丁目1-10	671-4153 375-1133
	水	●札幌市水道記念館 ●札幌市下水道科学館 ●定山溪ダム資料館	中央区伏見4丁目 北区麻生町8丁目 南区定山溪8区	561-8928 717-0046 598-2513
	自然 環境 ・ 緑	●豊平川さけ科学館 ●豊平公園緑のセンター ●百合が原緑のセンター ●平岡樹芸センター ●ふれあいの森・自然観察の森 ●有明の滝自然探勝の森 ●サッポロさとらんど	南区真駒内公園2-1 豊平区豊平5条13丁目 北区百合が原公園210番地 清田区平岡4条3丁目 清田区有明386番地ほか 清田区有明423-1番地ほか 東区丘珠町584番地2	582-7555 811-9370 772-3511 883-2891 211-2522(みどりの推進部みどりの管理課) 211-2522(みどりの推進部みどりの管理課) 787-0223
環境 教育 ・ 学習	●札幌市青少年科学館 ●札幌市北方自然教育園 ●環境プラザ ●円山動物園	厚別区厚別中央1条5丁目 南区白川1814番地 北区北8条西3丁目 中央区宮ヶ丘3番地1	892-5001 596-3567 728-1667 621-1426	

○環境保全に関するホームページ

・環境保全のページ 環境の概況、地球環境、環境マネジメントシステム、環境保全活動、札幌市環境白書、環境保全対策等について掲載しています。 (http://www.city.sapporo.jp/kankyo/) ・清掃のページ 清掃事業の概要や家庭ごみの分け方、出し方等について掲載しています。 (http://www.city.sapporo.jp/seiso/) ・公園・みどりのページ 公園検索システムを導入し、札幌市内の公園・緑地の情報等を掲載しています。 (http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/) ・円山動物園 動物園の営業案内や、動物の紹介をしています。 (http://www.city.sapporo.jp/zoo/) ・環境プラザ 環境プラザの案内や、環境保全アドバイザー、環境教育リーダー、こどもエコクラブ等についての紹介をしています。 (http://www.kankyo.sl-plaza.jp/)

札幌市環境白書 令和元年度版

編集・発行

札幌市環境局環境都市推進部環境政策課
〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2877

FAX 011-218-5108

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2018年6月15日、札幌市は「SDGs 未来都市」に指定されました。

さっぽろ地球環境憲章

前章

わたしたちは、四季折々の美しい自然と豊かな文化を次世代へ伝え、
地球と札幌のより良い環境を創造する札幌の市民です。

1章

豊かな水やみどりを守り、育むまちをつくります。

2章

資源をむだなく使い、ごみの少ない循環型のまちをつくります。

3章

エネルギーの消費を減らし、自然エネルギーを活用するまちをつくります。

4章

環境に配慮した製品や食材を、進んで利用するまちをつくります。

5章

環境への負荷が少ない交通網を活用するまちをつくります。

6章

環境保全について学び、行動するまちをつくります。

7章

地球環境の改善に寄与し、世界の平和に貢献するまちをつくります。

平成20年6月25日 札幌市



本書は、植物油インクを使用しています。

市政等資料番号

01-J02-20-975